

質問票

事業主 様

私は定期健康診断の結果（特定健康診査項目以外を含む）を、全国健康保険協会兵庫支部へ提供することに同意します。

健康保険証記号・番号	(記号)	—	(番号)
------------	------	---	------

事業所名		フリガナ	
		受診者氏名	ⓐ

※本人自署の場合は押印不要

●質問項目について、いずれかを選択し、当てはまるものに○をしてください。

	質問項目	回答
服薬歴	血圧を下げる薬を飲んでいますか？	はい・いいえ
	インスリン注射または血糖を下げる薬を飲んでいますか？	はい・いいえ
	コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬を飲んでいますか？	はい・いいえ
喫煙歴	現在、タバコを吸っていますか？ ※習慣的な喫煙とは、月に100本以上または6ヵ月以上吸っており、健診時の直近1ヵ月間も吸っている状態をいいます。	はい・いいえ
既往歴	過去に大きな病気や手術をしたことがありますか？ ※「はい」の場合（病名等：)	はい・いいえ
自覚症状	本人が知覚する症状はありますか？ ※「はい」の場合（症状名：)	はい・いいえ
他覚症状	医師や他人がわかる症状はありますか？ ※「はい」の場合（症状名：)	はい・いいえ
検査前食事	検査直前の食事から検査までどれ位の時間があいてましたか？	空腹時(10時間以上)・ 3.5h以上10時間未満・ 食直後(提供対象外の場合あり)
※健診結果票に腹囲の記載がない場合、ご記入ください。 腹囲は何センチですか（自己測定も可） 【測定方法】立った状態で軽く息を吐き、へその高さで測定		. cm

ご協力ありがとうございました。

～必ず裏面をご覧ください～

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律に抵触するものではございませんが、その健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

●事業主様へ

定期健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意（表面上部への署名）を得ていただきますようお願いいたします。

●健診受診者（従業員）様へ

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている定期健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面上部にご署名をお願いいたします。

○特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健康結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

《ご提供をお願いする健診結果の項目等》

- ・健診機関名及び健診機関コード ・氏名（カナ）・生年月日 ・性別
- ・健康保険証の記号、番号 ・受診年月日 ・既往歴 ・自覚症状 ・他覚症状
- ・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・血圧
- ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール ・GOT ・GPT
- ・γ-GTP ・空腹時血糖（又はHbA1c 又は随時血糖※） ・尿糖 ・尿蛋白
- ・医師の診断（判定） ・健診を実施した医師の氏名
- ・服薬情報（血圧、血糖、脂質） ・喫煙歴

※食直後（食事開始後3.5時間未満）を除く随時血糖に限る。

○HbA1cの値はJDS値ではなく、NGSP値のみとすること。

○全国健康保険協会兵庫支部（加入者）の40歳以上75歳未満のデータであること。

【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～

第二十七条

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査もしくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。